

# 平成26年第3回川本町議会定例会会議録

(最終日) 平成26年 9月12日 午前10時30分開議

議 長	おはようございます。 去る5日に開会されました第3回定例会も、本日最終日となりました。
々	連日、熱心にご審議をいただき、誠にありがとうございました。 ただいまの出席議員数は8名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立致しました。
々	それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布しているとおりでございます。
々	日程第1、「委員長報告」を議題と致します。 決算特別委員会委員長から「審査報告書」が提出されておりますので、委員長から報告をしていただきます。決算特別委員会委員長の報告をお願い致します。2番石川決算特別委員会委員長。
石川決算特別委員会委員長	平成26年9月12日。 川本町議会議長、植田昌平殿。 決算特別委員会委員長、石川達也。 委員会審査報告書。 本委員会は付託議案を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第76条の規定により報告します。 記。
々	「議案第81号、平成25年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。
々	「議案第82号、平成25年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。
々	「議案第83号、平成25年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。
々	「議案第84号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。
々	「議案第85号、平成25年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳

石川決算特別委員会委員長 入歳出決算認定について。「原案認定」。

「議案第86号、平成25年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」。「原案認定」。

々 　　ただし、原案認定は認定を致しますが、決算特別委員会として次の3点の付帯意見を付けた上で認定と致します。

　　付帯意見。

　　ひとつ、予算に対して、成果が上がっていない事業が多々あるように見うけられる。具体的に成果が上がったことの見える決算になるよう、更なる努力をすること。

　　ひとつ、安易に国や県の補助金に飛びつくのではなく、その事業が本町に与える効果及び継続性をしっかりと考えた上で取り組むこと。

　　ひとつ、本町で必要な事業は、単独予算をつけてでも、それに取り組む姿勢がほしい。

々 　　以上、付帯意見とします。以上でございます。

議 長 　　以上で、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

々 　　それでは、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告の決算認定審査6議案に対する質疑はありませんか。

　　最初に「議案第81号」について。

　　（「ありません」の声あり）

　　質疑なしと認めます。

々 　　次に「議案第82号」について。

　　ありませんか。

　　（「ありません」の声あり）

々 　　次に「議案第83号」。

　　（「ありません」の声あり）

々 　　次に「議案第84号」について。

　　（「ありません」の声あり）

々 　　次に「議案第85号」について。

　　（「ありません」の声あり）

- 議 長 次に「議案第 8 6 号」について。  
（「ありません」の声あり）
- 々 はい、質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 それでは、ただいま報告のありました全議案につきまして、これより討論並びに採決を行います。
- 々 まず、「議案第 8 1 号、平成 2 5 年度川本町一般会計歳入歳出決算認定について」の件を議題とします。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 8 1 号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「議案第 8 1 号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。
- 々 それでは続いて、「議案第 8 2 号、平成 2 5 年度川本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「議案第 8 2 号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第82号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 それでは続いて、「議案第83号、平成25年度川本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第83号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第83号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々 それでは続いて、「議案第84号、平成25年度川本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々 「議案第84号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第84号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

議 長            それでは続いて、「議案第 8 5 号、平成 2 5 年度川本町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。

々                これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  （「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々                これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々                「議案第 8 5 号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々                よって、「議案第 8 5 号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々                それでは続いて、「議案第 8 6 号、平成 2 5 年度川本町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」の件を議題と致します。

々                これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  （「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々                これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。

々                「議案第 8 6 号」に対する、委員長報告は原案のとおり「認定」であります。  
この委員長報告のとおり「決定」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

々                よって、「議案第 8 6 号」は、委員長報告のとおり「認定」されました。

々                それでは続いて、総務教民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。

                  総務教民常任委員長の報告をお願いします。  
2 番石川総務教民常任委員長。

石川総務教  
民常任委員  
長

平成26年9月12日。

川本町議会議長 植田 昌平殿。

総務教民常任委員会委員長 石川 達也。

陳情審査結果報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。  
記。

1. 受理番号、陳情第2号。

件名、携帯電話基地局の設置について。

付託年月日、平成26年9月5日。

審査年月日、平成26年9月8日。

審査の結果、採択とすべきもの。

々

2. 受理番号、陳情第4号。

件名、手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書。

付託年月日、平成26年9月5日。

審査年月日、平成26年9月8日。

審査の結果、採択とすべきもの。

以上でございます。

議 長

以上で、総務教民常任委員長の報告を終わります。

々

次に、産建町民常任委員長から「陳情審査結果報告書」が提出されておりますので、委員長から報告していただきます。

産建町民常任委員長の報告をお願いします。

1 番高良産建町民常任委員長。

高良産建町  
民常任委員  
長

平成26年9月12日。

川本町議会議長 植田 昌平殿。

産建町民常任委員会委員長 高良 敏幸。

陳情審査結果報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。  
記。

1. 受理番号、陳情第3号。

件名、道路改良について。

付託年月日、平成26年9月5日。

審査年月日、平成26年9月8日。

審査の結果、採択とすべきもの。

以上でございます。

- 議 長 以上で、産建町民常任委員長の報告を終わります。
- 々 そうしますと、「平成26年 陳情第2号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「平成26年、陳情第2号、携帯電話基地局の設置について」に対する、  
委員長報告は原案のとおり「採択すべきもの」であります。  
この「平成26年、陳情第2号」に対し、「採択」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。
- 々 よって、「平成26年、陳情第2号」は、委員長報告のとおり「採択」と  
することに「決定」しました。
- 々 次に、「平成26年 陳情第3号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「平成26年、陳情第3号、道路改良について」に対する、委員長報告は  
原案のとおり「採択すべきもの」であります。  
この「平成26年、陳情第3号」に対し、「採択」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。

- 議 長 よって、「平成26年、陳情第3号」は、委員長報告のとおり「採択」とすることに「決定」しました。
- 々 次に、「平成26年 陳情第4号」に対する質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。  
この採決は、「挙手」により行います。
- 々 「平成26年、陳情第4号、手話言語法制定を求めるお件書の提出を求める陳情書」に対する、委員長報告は原案のとおり「採択すべきもの」であります。  
この「平成26年、陳情第4号」に対し、「採択」することに賛成の皆さんの「挙手」を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって、「平成26年、陳情第4号」は、委員長報告のとおり「採択」とすることに「決定」しました。
- 々 それでは、日程第2、「議案第73号、川本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第73号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第73号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々 日程第3、「議案第74号、川本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありませんか。



- 議 長 (「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第74号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第74号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第4、「議案第75号、川本町福祉事務所設置条例の一部  
を改正する条例の制定について」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第75号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第75号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第5、「議案第76号、川本町放課後児童健全育成事業の  
設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」の件を議題と致し  
ます。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第76号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第76号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第6、「議案第77号、平成26年度川本町一般会計補正  
予算(第3号)」の件を議題と致します。  
これより討論を行います。討論はありますか。  
(「ありません」の声あり)  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第77号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

- 議 長 よって「議案第 7 7 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第 7、「議案第 7 8 号、平成 2 6 年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第 7 8 号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第 7 8 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第 8、「議案第 7 9 号、平成 2 6 年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第 7 9 号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。  
よって「議案第 7 9 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第 9、「議案第 8 0 号、平成 2 6 年度川本町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」の件を議題と致します。
- 々 これより討論を行います。討論はありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々 これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「議案第 8 0 号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
賛成の皆さんの挙手を求めます。挙手「全員」であります。  
よって「議案第 8 0 号」は原案のとおり、「決定」しました。
- 々 それでは、日程第 1 0、「議案第 8 7 号、町道路線の廃止について」の件を議題と致します。

- 議 長            これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々                これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第87号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。  
                  よって「議案第87号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々                それでは、日程第11、「議案第88号、財産の取得について」の件を議  
                  題と致します。
- 々                これより討論を行います。討論はありませんか。  
                  (「ありません」の声あり)  
                  討論なしと認めます。討論を終結致します。
- 々                これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
                  「議案第88号」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
                  挙手「全員」であります。  
                  よって「議案第88号」は原案のとおり、「決定」致しました。
- 々                次に、日程第12、「発議第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出  
                  について」、提出者から提案理由の説明を求めます。  
                  2番石川議員。
- 2番  
石川議員        「発議第1号、手話言語法制定を求める意見書」の提出について。  
                  上記の議案を別紙のとおり川本町議会会議規則第13条の規定により提出  
                  致します。平成26年9月12日提出。  
                  提出者、川本町議会議員 石川 達也。  
                  賛成者、川本町議会議員 青木 和昭、川本町議会議員 飯田 武則。
- 々                それでは、意見書(案)を読み上げます。  
                  「手話言語法」制定を求める意見書(案)  
                  手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う  
                  独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使う「ろう者」にとって、  
                  聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーション  
                  の手段として大切に守られてきた。  
                  しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで  
                  差別されてきた長い歴史があった。  
                  2006(平成18)年12月に採択された国連の障害者権利条約には、

2番

石川議員

「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 9月12日。

島根県邑智郡川本町議会。

々

なお、提出先につきましては次ページの提出先一覧表を、ご覧下さい。  
以上。

議 長

以上で提案理由の説明を終わります。

々

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結致します。

々

これより討論を行います。討論はありますか。  
（「ありません」の声あり）  
討論なしと認めます。討論を終結致します。

々

これより採決に入ります。この採決は、「挙手」により行います。  
「発議第1号、手話言語法制定を求める意見書の提出について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。  
挙手「全員」であります。

々

よって「発議第1号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長 次に、日程第13、「閉会中の継続審査、調査の申し出について」の件を議題と致します。

々 各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布しておりますとおり、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続審査・調査の申し出がありますので、この申し出のとおり審査・調査が終了するまで閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」を致しました。

々 次に、日程第14、「議員派遣の件について」の件を議題と致します。お手元に配布しておりますとおり、議員派遣することにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よってそのように「決定」致しました。

々 次に、日程第15、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外 平成26年第3回町議会定例会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶  
三宅町長 を申し上げます。

今回の定例会は、9月5日から本日までの間、議員の皆様には終始熱心にご審議をいただき提案させていただきました、17の議案全て原案どおり議決を賜りありがとうございました。一般質問や議案審議の過程で、お寄せいただきました貴重なご意見、ご提言は常に念頭におきまして、これからも町民の皆様が安全で安心して生活できる事を町政の基本として、町政執行にあたりたいと考えておりますので、今後ともご指導、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

また、役場移転につきましては、今後は町民の皆様のご意見を伺いながら様々な課題に対応し、災害に強く町民の皆様が親しまれる機能的な庁舎となりますよう移転に向けて作業を進めて参ります。

この10日から11日にかけては、北海道では、これまで経験したことのない大雨となりまして、90万人に避難勧告が出されました。最近はこうした局地的に数時間で一ヶ月分の大雨が襲うことが、しばしば発生しております。市町村長は避難勧告を躊躇すると言われております。これから台風シーズンに入って参りますが、しっかりと受け止めていきたいと考えております。

明日は小学校の運動会、続いて敬老会、そして文化祭、産業祭等々、これから秋に向けて非常に事業がたくさん組まれております。是非、議員の皆さんにもご参加いただき、明日の川本町の活力の為にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

番外  
三宅町長

また、今定例会には多くの傍聴の皆様にお越しいただきました。たいへんありがとうございました。今後も多くの皆さんに町政及び議会をご理解いただく為、傍聴いただければというふうに思っております。

議員の皆様におかれましては、どうかご自愛いただきまして、ご活躍いただきますようご祈念申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終わります。

々

以上をもって、本日の議事日程は全て終了致しました。

々

長時間にわたり、慎重審議を賜り誠にありがとうございました。

々

これをもって、平成26年第3回川本町議会定例会を閉会致します。

々

お疲れ様でございました。

(午前11時11分)

この会議録は、川本町議会事務局長 宇山 廣 繁 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員